

令和8年度広島県妊産婦等生活援助事業公募型プロポーザル審査要領

1 基礎点

審査項目	審査基準	配点	係数	点数
1 実施方針	○ 本業務の目的を的確に理解し、目的を実現するため有効な提案となっているか	1 ～ 5	2	10
2 業務執行体制	○ 本業務を安定的に運営する体制、人員が確保されているか ○ 事務所の設置場所は適当か ○ 実施時間は利用者に配慮したものとなっているか ○ 緊急時の対応が適切かつ迅速に行われる体制となっているか ○ 特定妊婦等に対する支援のノウハウを有している職員は配置されているか ○ 研修等により職員の資質向上に努めているか	1 ～ 5	2	10
3 業務内容	(1)相談支援 ○ 電話やメールによる相談や、匿名による相談など対象者が相談しやすい環境を整備しているか ○ 相談窓口の広報を効果的に実施しているか ○ 支援対象者との連絡が途切れないよう配慮して対応しているか ○ アウトリーチや通所による支援が行える体制となっているか ○ 面談や同行支援にあたっては、全県を所管し、迅速に対応できる体制となっているか	1 ～ 5	3	15
	(2)生活支援 ○ 支援に供する居室が常に確保されているか ○ 緊急時の対応が適切かつ迅速に行われる体制となっているか ○ 食事や入浴、被服などが適切に提供されているか ○ 家事などの生活支援・自立訓練や、看護職員による専門的な支援が実施されているか	1 ～ 5	4	20
	(3)支援計画の策定 ○ 支援対象者の意向を十分に踏まえながら、関係機関と連携の上、支援方針を検討できているか ○ 住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助、就業支援等が必要となる場合等、支援対象者の状況に応じ、適切な関係機関の参画を得て支援を実施しているか ○ 支援計画は具体的で、定期的に見直しが行われているか	1 ～ 5	3	15
	(4)関係機関との連携 ○ 対象者の支援にあたって必要な関係機関との連携がとれているか ○ 産科医療機関との連携体制は十分か ○ 児童虐待のリスクが高い場合等には、要保護児童対策地域協議会等と連携し、支援の実施に当たり必要な調整を行っているか	1 ～ 5	3	15
4 機密保持 (個人情報保護)	○ 業務上取り扱った個人情報の管理方法は十分か	1 ～ 5	2	10
5 経費の妥当性	○ 経費の内訳が明確で本業務の実施にあたり妥当な内容となっているか	1 ～ 5	1	5
			20	100

【採点基準】 5：優れている 4：やや優れている 3：普通 2：やや劣っている 1：劣っている

- ※ 選定委員会の委員による評価結果において、2項目以上で「劣っている」の評価がついた提案は選定しない。
- ※ 基礎点において、選定委員会の委員全員による配点の合計が、満点（100点×委員数6名＝600点）の6割に満たない提案は、選定しない。